

街区基準点現況調査作業マニュアル

平成19年4月

八戸市

目 次

第 1 条 要旨	1
第 2 条 街区基準点の現況調査	1
第 3 条 調査結果の取りまとめ	1
第 4 条 街区基準点の現況区分	2
標準様式	
街区基準点現況調査報告書（第 1 号様式）	3

街区基準点現況調査作業マニュアル

（要旨）

第1条 このマニュアルは、街区三角点及び街区多角点（以下「街区基準点」という）の現況調査に関し必要な事項を定めたものである。

2 街区基準点の現況調査は、主に街区基準点の異常の有無等を調査する作業をいう。

（街区基準点の現況調査）

第2条 街区基準点の現況調査は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- （1）現地において、点の記、平均図又は道路台帳等を用いて、街区基準点の有無、き損状態、上空視界及び隣接した街区基準点等との視通等を調査する。街区基準点が発見できないときは、所有者、周辺住民等に対して聞き込み調査を行う。
街区基準点を調査する場合は、作業の効率化のために GPS 測量機（GPS 測量機とは、RTK-GPS、DGPS、ハンディ GPS をいう）を用いることができる。GPS 測量機を使用して亡失の確認ができた場合は、聞き込み調査を省略することができる。
- （2）街区基準点において上空視界が確保でき、三脚又は長脚（機器高 3m 程度）による GPS 測量が可能な場合は、基準点現況調査報告書の備考欄に「GPS 可（三脚又は長脚）」と記載する。
- （3）街区基準点の視通（平均図において視通のあるもの）を調査し（全ての方向において）視通障害のある場合は、街区基準点現況調査報告書の備考欄に「視通不可」と記載する。
- （4）点の記の記載内容に変更があり更新が必要な場合は、街区基準点現況調査報告書の備考欄に「要点の記更新」と記載する。
- （5）調査者は、街区基準点及び街区基準点と周囲の位置関係が明瞭に分かるような遠景、近景の写真撮影を行う。不明あるいは亡失点の場合は、現地と思われる箇所において遠景、近景を撮影する。
- （6）写真は、街区基準点の種類、点番号及び撮影年月日を記載した紙片等を同一画面に組み入れて撮影する。
- （7）写真は、デジタルカメラを用いて撮影する。

（調査結果の取りまとめ）

第3条 調査者は、調査時期、調査地域、街区基準点の状況及びその他必要事項を街区基準点現況調査報告書（第1号様式）に取りまとめる。

- （1）写真集（街区基準点の種類、点番号順に整理する。）
- （2）街区基準点現況調査実施図（基準点 GIS 又は基準点配点図等を用いて、調査した街

区基準点を明示する)

- 2 本報告書は、測量成果の提出（法第 40 条）に併せて、国土地理院に提出しなければならない。

（街区基準点の現況区分）

第 4 条 街区基準点の基準点現況調査の現況区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 正 常 点の記等により金属標が正常と判断されるもの。
 - (2) 異 常 次の各号のいずれかに該当するもの。
 - (イ) 亡 失 金属標がなくなっていることを確認したもの、又は金属標はあるが、その位置が測量成果の標示する位置と異なっていることが点の記等で明らかであるもの。
 - (ロ) 傾 斜 金属標が傾斜しているため、復旧が必要と判断されるもの。
 - (ハ) 要移転 金属標は正常であるが、現状のままでは将来における保存の継続が見込まれず、移転が必要と判断されるもの。
 - (ニ) 埋 没 金属標が地中に埋没しており、高上又は保護策が必要と判断されるもの。
 - (ホ) 露 出 金属標が著しく露出しており、低下又は保護策が必要と判断されるもの。
 - (ヘ) 金属標き損 金属標がき損しているため、補修が必要と判断されるもの。
- (3) 要安全処置 街区基準点が車道内、歩道内その他車輛、人の通行が煩雑なところがあり、事故のおそれ等がある場合は、街区基準点現況調査報告書の備考欄に「要安全処置」と記載する。

第 1 号様式

街区基準点現況調査報告書

調査年月日

自：平成〇年〇月〇日
至：平成〇年〇月〇日

〇日間

作業名
街区基準点現況調査作業
(〇〇県〇〇、△△地区)

作業機関名
〇〇〇〇株式会社

調査者
作業班長 〇〇〇〇

印

1/5 万 図 名	種 類	基準点コード	所 在 地 (県、市町村名)	現況 区分	現況 地目	備 考
鷹巣	街区三角点	KG1082201023A	〇〇県 〇〇市	正常	公衆用 道路	GPS 可(三脚)
鷹巣	街区多角点	KG20822010A03	〇〇県 〇〇市	要移転	公衆用 道路	要安全処置
鷹巣	街区多角点	KG20822010B05	〇〇県 〇〇市	埋没	公衆用 道路	20cm